

大口町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和3年12月23日府子本発1203号）の規定に基づき、賃金改善を行う大口町内に設置された子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業所に当該賃金改善を行うために必要な大口町保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を交付することについて、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の対象は、次に掲げる事業とする。ただし、町が設置する施設を除く。

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表第1及び第2に定める額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付申請書（様式第1）（以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその旨を大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(変更交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請書の内容

を変更、中止又は廃止する場合は、大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第3）（以下「承認申請書」という。）

に、必要な書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は承認申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し適当と認めるときは、大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金実績報告書（様式第5）（以下「実績報告書」という）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 町長は、実績報告書を受理したときは、その内容について審査し、適切と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、速やかにその旨を大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付決定額確定通知書（様式第6）（以下「額確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定による額確定通知書の通知後において、大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金請求書（様式第7）による交付決定者の請求により交付するものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和4年3月31日 大口町告示第43号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年1月24日から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助金の種類	補助事業名	保育士等処遇改善臨時特例事業
	性質	事業費補助
	目的	保育士等の賃金改善に係る費用を補助することにより、収入の3%程度の引き上げを行い保育士等の処遇改善につなげることを目的とする。
補助金の範囲	対象となる経費	補助事業者が雇用する職員の賃金改善に係る給与・手当・法定福利費等（令和4年2月から9月の間に要した費用に限る。）
補助金の補助率又は額	補助率	10分の10
	補助金の額	<p>補助金の交付の対象となる施設ごとに次により算出された額の合計額と、対象となる経費に係る実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額</p> <p>1 賃金改善部分 補助基準額（※1）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）（※2）×事業実施月数</p> <p>2 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額（※1）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）（※2）×事業実施月数</p> <p>※1 補助基準額は、別表第2掲げる基準額表の定員区分に応じて定められた額とする。</p> <p>※2 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったもの</p>

		とすること。
--	--	--------

別表第2 (第3条関係)

定員 区分	賃金改善部分				国家公務員給与改定対応部分			
	4歳 児以上	3歳児	1,2歳 児以上	乳児	4歳 児以上	3歳児	1,2歳 児以上	乳児
161人 から 170人	1,020円	1,450円	2,850円	5,130円	180円	300円	740円	1,270円
171人 以上	990円	1,420円	2,810円	5,090円	180円	290円	820円	1,350円

様式第1（第4条関係）

年 月 日

大口町長

申請者

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付申請書

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1. 交付金交付申請額 金 円
2. 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金所要額調書（別表1）
3. 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金所要額調書内訳書（別表2）

（添付資料）

- （1）保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（別紙1）
- （2）賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙2）
- （3）当該年度の歳入歳出予算書抄本
- （4）その他参考となる資料

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

大口町長

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度大口町保育士等処遇
改善臨時特例事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

補助金額

円

様式第3（第5条関係）

年 月 日

大口町長

申請者

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった 年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に係る補助事業について、変更・中止・廃止の承認を受けたいため、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1. 既交付決定額 金 円
2. 変更交付金申請額 金 ⑧ 円
3. 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金所要額調書（別表1）
4. 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金所要額調書内訳書（別表2）
5. 変更・中止・廃止の理由

（添付資料）

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（別紙1）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙2）
- (3) 当該年度の歳入歳出予算書抄本
- (4) その他参考となる資料

様式第4（第5条関係）

年 月 日

様

大口町長

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで変更・中止・廃止の申請のありました 年度
大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の変更・中止・廃止について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容

変更交付申請額 円

既交付決定額 円

追加（減額）補助金額 円

様式第5（第7条関係）

年 月 日

大口町長

申請者

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった 年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1. 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金精算書（別表3）
2. 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金精算書内訳書（別表4）

（添付資料）

- （1）保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（別紙3）
- （2）賃金改善内訳（職員別内訳）（別紙4）
- （3）当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （4）その他参考となる資料

様式第6（第8条関係）

年 月 日

様

大口町長

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度大口町保育士等処遇
改善臨時特例事業費補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金額

円

様式第7（第9条関係）

年 月 日

大口町長

請求者

年度大口町保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金請求書

年 月 日 第 号で確定のあった 年度大口町
保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、下記の通り請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込先

- ・金融機関名
- ・支店名
- ・名義人
- ・口座番号
- ・債権者コード